

ウェルフェア イズ ラヴ❤️

2024年6月20日 号

最近の福祉におけるキニナル話題（福祉の旬トピ★）

6月5日に、「改正 子ども・若者育成支援推進法」が成立しましたね。今回の改正の大きなポイントは、「**ヤングケアラー**」の定義が初めて法律上に明記されたこと。

改正法では「ヤングケアラー」は、「**家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者**」と定義され、国や自治体が支援に努めるべき対象に加えられました。

「子ども・若者」と定義されたことで、これまで通説的に言われてきた「18歳に満たない子ども」に限らず、対象幅が広がったことと、法律に明記されたことで、当事者の子ども・若者が、「自分も支援を求めて良いのだ。」と認識するきっかけになってくれれば嬉しく思います。同時に、「過度に」という文言が入っていることで曖昧さを残しており、責任感が強く家族思いの当事者ほど、「私の状態はまだまだ“過度”とは言えない。」と抱え込んでしまうことが危惧されます。そして、支援が義務規定ではなく努力義務規定に止まってしまったことも課題と感じます。

とはいえ、大きな前進であることに間違いはないし、今回の改正を受けて、生活保護や指導扶養手当受給世帯、学校等、精神保健福祉分野、介護保険サービス、障害福祉サービス等、精神科医療機関、訪問看護事業者等、においてヤングケアラーを発見した場合の対応に係る通知等も多数発出されているので、社会全般或いは社会福祉関係者にとっても、ヤングケアラーについての認識が進んでいくことになると思います。そのことで、当事者である子ども・若者ひいては被介護者を一体的に支援できる体制が整えられることが望まれますね。

🗨️ スタッフのヒトリゴト 🗨️

先日、当事業所代表が定期的に参加している集まりで、「レジン液」というものを使って創った作品『**青い海**』。チョ～不器用な当事業所代表は、「レジン液」を扱った経験もなかったので、一切凝らずに、ただ大好きな「ブルー系」の作品ということだけを求めて、ただ創ってみた作品。だけど、こうしてみるとなかなかのイッピンですな（笑）☆



LOVE のラブラブな実践

最近当事業所代表は、「第9期高松市高齢者保健福祉計画」を割と時間を掛けて読んでおります。

計画策定にあたって、市が行った、「高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査」からは、「体力や体調の変化について気軽に相談できる支援」や、「日々のちょっとした困りごとを頼める支援」が求められているようですね。

市も「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」を基本的な考え方の1つに据え、取り組んでいるようですが、なかなか難しいですね…。

私たち社会福祉関係者からすると、直ぐに地域包括支援センターや老人介護支援センター、居宅介護支援事業所等の機関を思い浮かべるけれど、これらの機関は市民の皆様にとっては、「ちょっとした困り事」を相談するにはかなり敷居が高いかもしれないし、実際それらの機関の専門職も介護保険や福祉用具、高齢者虐待といった、制度に基づいた対応で手一杯で、「それ以外のことまでは、とてもじゃないけれど手が回らない。」という現実もあると思う…。

どうにかして、その中間的な制度やサービス、機関を創出できないものか。言うは易し、行うは難し。な課題ではあるけれど、大切な課題でもある。ひとつのジレンマですね…。

県内の福祉イベント案内 他♪

「ソーシャルワーカーデー in かがわ 2024 実行委員会」が、7月15日（ソーシャルワーカーデー）に、『100枚のふくしフォトパネル展』を企画しているようで、6月25日（火）まで作品募集を行っているとのこと。「ふくしの仕事のやりがいや醍醐味を伝え、ソーシャルワークやケアワークを具体的なカタチでイメージしてもらおう写真。」とのこと。関心がある方は、個人情報や肖像権に注意を払ったうえで、応募されてみてはいかがでしょうか。詳細は下記リンクをご参照下さい。

[【作品募集】100枚のふくしフォトパネル展](#) | [お知らせ](#) | [社会福祉法人 香川県社会福祉協議会](#)

発行 社会福祉士相談所 LOVE

住所 〒761-8071 香川県高松市伏石町1562番地 伏石ハイツ第1 201号

電話 090-7780-7565

メール you-19830818@outlook.jp

ホームページ <https://lovesocialworker.com/>

転載や拡散、配布大歓迎！！

来週号も乞うご期待♥